

育児両立支援奨励金

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる育児と仕事の両立を支援する内容の制度を、労働協約又は就業規則に新たに規定し、3歳以上小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が3ヶ月以上利用した場合に、事業主に対して支給します。なお、複数の事業所を有する事業主にあたっては、全ての事業所において制度化していることが必要です。

支給できる額

	支給額
中小企業事業主	40万円
大企業事業主	30万円

労働保険料の滞納や過去に助成金の不正受給歴のある場合は支給いただけないことがあります。

奨励金の支給申請から支給決定までの間及び支給終了後に出勤簿・賃金台帳等確認書類の提出を求められることがあります
中小事業主の範囲は下表の通りです

	小売業	サービス業	卸売業	その他の業種
資本又は出資額	5,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	3億円以下
常用労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

ただし、支給は1事業主1回に限ります。

支給の要件

以下の全てに該当する事業主

平成14年4月1日以降新たに次の(1)から(5)のいずれかの制度を労働協約又は就業規則に定め、実施していること。

- (1) 育児休業に準ずる制度
- (2) 以下の から のいずれかに該当する短時間勤務制度
 - 1日の所定労働時間を短縮する制度
1日の所定労働時間が7時間以上の場合に、1時間以上短縮しているのみに限られる。
 - 週又は月の所定労働時間を短縮する制度
週又は月の所定労働時間を1割以上短縮するものに限られる。
 - 週又は月の所定労働日数を短縮する制度
週又は月の所定労働日数を1割以上短縮するものに限られる。
 - 労働者が個々に勤務しない日又は時間を請求することを認める制度
- (3) フレックスタイム制(労働基準法第32条の3に規定する労働時間の制度)
- (4) 始業又は就業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度
通常の始業又は就業の時刻を30分以上繰り上げ又は繰り下げる制度であるものに限られる。
- (5) 所定外労働をさせない制度

上記で定めた制度を、雇用保険の被保険者として雇用する3歳以上小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に、最初に3ヶ月以上利用させたこと。



お問合せ先

ハンズ・クラブネット

TEL: 082-230-8282

FAX: 082-230-8283

看護休暇制度導入奨励金

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者について、子の看護のために利用できる内容の休暇制度を労働協約又は就業規則に新たに規定し、制度の利用を希望した労働者が1日以上利用した場合に、事業主に対して支給します。
なお、複数の事業所を有する事業主にあたっては、全ての事業所において制度化している必要があります。

支給できる額

	支給額
中小企業事業主	40万円
大企業事業主	30万円

ただし、支給は1事業主1回に限ります。

労働保険料の滞納や過去に助成金の不正受給歴のある場合は支給いただけないことがあります。

奨励金の支給申請から支給決定までの間及び支給終了後に出勤簿・賃金台帳等確認書類の提出を求められることがあります
中小事業主の範囲は下表の通りです

	小売業	サービス業	卸売業	その他の業種
資本又は出資額	5,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	3億円以下
常用労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

支給の要件

以下の全てに該当する事業主

平成14年4月1日以降新たに次の(1)から(3)のすべてを満たす内容の制度を労働協約又は就業規則に定め、実施していること。

- (1) 年次有給休暇とは別に取得することができる休暇制度であること。
- (2) 子が負傷したり、疾病にかかった際の看護のために取得することができることが明らかになっていること。
- (3) 労働者1人あたり年5日以上取得できる制度であること。

上記で定めた制度の利用を希望した、雇用保険の被保険者として雇用する小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に、最初に1日以上利用させたこと。



お問合せ先

ハンズ・クラブネット

TEL: 082-230-8282

FAX: 082-230-8283